

◇ 新設法人と消費税

Q : 今年の4月に製造業を営む有限会社(資本金 300万円)を設立しましたが、設備投資の必要性から増資を募り、7月から株式会社(資本金2,000万円)に組織変更しました。当期は設備投資の金額が多いため、消費税は還付される見込みです。株式会社の場合設立1期目は自動的に消費税の納税義務者になると聞きましたので、還付のための確定申告書を提出するつもりですが問題がありますか？

A : 設立事業年度末日までに「課税事業者選択届出書」を提出して下さい。

【解説】

税務では、消費税の還付を受けるための確定申告書を提出することができる法人は、次の法人とされています。

- ① 前々事業年度における課税売上高が1,000万円を超える法人
- ② 免税事業者で「課税事業者選択届出書」を提出した法人
- ③ 基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人(新設法人)

ご質問の場合、資本金が1,000万円以上であることから③に該当し、確定申告書を提出しようとしたのかもしれませんが、この場合の資本金は事業年度開始の日で判定しますので③には該当しません。また、当期に設立されたとのことですので①にも該当せず、還付を受けるには、②の「課税事業者選択届出書」を設立事業年度末日までに提出しなければなりません。

